

福島市障がい者活躍推進計画

令和2年3月

福島市

【監査委員事務局】

I 策定にあたって（基本情報）

1 機関名

福島市監査委員事務局

2 任命権者

福島市代表監査委員

3 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

4 策定趣旨・課題

- 福島市監査委員事務局においては、職員総数が7人程度の小規模な機関であり、正職員の採用・配置について市長部局で一括採用・配置であったため、障がいのある職員に関する組織的な体制整備等は特段行っていませんでした。
- 今後は、障がい者雇用の推進に関する職員の意識改革等を含めた取り組みを推進できるよう「福島市障がい者活躍推進計画」を策定しました。本計画のもと、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて取り組んでまいります。

「害」の表記については、原則として法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合、又は機関、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、平仮名で記載しています。

II 目標

1 採用等に関する目標

- ・障がい者雇用の推進に関する理解を促進する

Ⅲ 障がい者の活躍推進に向けた取り組み

1 推進体制の整備

① 「障害者雇用推進者」の選任

福島市監査委員事務局において、「障害者雇用推進者」として監査委員事務局長を選任します。

② 「福島市障がい者の活躍推進に関する庁内検討会議」への参加等

市長部局で設置する「福島市障がい者の活躍推進に関する庁内検討会議」へ参加し、市としての取り組み状況を把握・検証します。

③ 障害者職業生活相談員の選任

障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとするものが資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講します。

④ 障がいに関する理解促進

職員に対し、障がいに関する理解促進・啓発のための資料について、広く閲覧を呼びかけます。

2 職務の選定・創出等

① 在職中に障がい者となった職員への配慮

事故等により従来の業務遂行が困難となり、障がい者となった職員から相談があった場合には、過大な負担がかかることなく遂行できる職務の選定・創出について検討します。